

# 軽自動車税(種別割)の減免について



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（以降「障がい者」と称します。）のうち、一定の要件に該当する人が所有する軽自動車について、申請をいただくことで軽自動車税（種別割）を全額免除する制度があります。

令和2年度から、減免対象範囲を拡充しました。

拡充内容は①身体障がい者の人について、生計同一者運転および常時介護者運転の場合の減免対象範囲（手帳の等級）を本人運転の場合と同じになるよう拡充 ②知的障がい者および精神障がい者の人について、本人運転の場合も減免対象 ③生計同一者運転および常時介護者運転の場合の使用目的について、社会参加全般を減免対象 ④精神障がい者の人について、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を不要とした4点になります。

## ▼減免対象となる障がい者の区分等

障がい者の人の区分	車両の所有者	運転する人
・18歳以上の身体障がい者 ・戦傷病者	障がい者本人	障がい者本人 生計を一にする人
・18歳未満の身体障がい者	障がい者本人または 生計を一にする人	生計を一にする人
・知的障がい者 ・精神障がい者		障がい者本人 生計を一にする人

## ▼持参するもの

- ①障害者手帳等
- ②運転する人の運転免許証
- ③自動車検査証
- ④印鑑
- ⑤減免申請書
- ⑥常時介護証明書または生計同一証明書  
(運転する人が世帯分離している場合)

## ▼申請期間

4月1日(水)～4月23日(木)

## ▼申請先

総務部税務課または各振興事務所

## ▼減免を受けられる人の範囲（障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。）

### ①身体障がい者

障害の区分	減免の対象となる範囲	
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級と3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害に限る）	
上肢不自由	1級～3級	
下肢不自由	1級～6級	
体幹不自由	1級～3級と5級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級と3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓の機能障害	1級～3級	

### ②戦傷病者

障がいの種類・等級については、岐阜県健康福祉部 地域福祉課へ問い合わせください。

### ③知的障がい者

療育手帳をお持ちで、障がいの程度が「A」、「A1」もしくは「A2」の人

### ④精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がいの程度が1級の人

## ▼注意点

- 1人の障がい者の人に対し「普通自動車」、「車いす移動車などの構造減免車」を含めて「1台のみ」が減免対象となります。（普通自動車の自動車税（環境性能割・種別割）減免を受けている人は、軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。）
- 障がい者が長期入院、または社会福祉施設に入所されている場合は、減免は受けられません。
- 障がい者と運転者が世帯分離されている場合、常時介護証明書、または生計同一証明書が必要です。
- 減免の申請は、翌年度以降も毎年手続きが必要です。

〈問い合わせ先〉 総務部税務課 ☎67-1837（直通） 岐阜県健康福祉部地域福祉課 ☎058-272-1837-8349（直通）